

info
01

人間ドック・脳ドックの助成

～国民健康保険および後期高齢者医療の加入者の受診料の一部を助成します～

▷同一年度内の受診はいずれか一つ、1回限りの助成*となります。

▷脳ドックは、市の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診した場合も助成対象となります。

* 人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合は、人間ドックの費用が助成の対象となります。また、脳ドックが助成対象になった場合でも、保健指導などの観点からの受診結果（コピー）の提出にご協力をお願いします。



ドック受診後、医療機関の窓口で全額費用を支払い、受診結果が届いたら申請してください。

申請期限 令和8年3月31日(火)

※令和8年3月に受診し、受診結果が手元にない場合はご連絡ください。

国民健康保険の被保険者

■助成対象および要件

満40歳以上の方で、次の全ての項目に該当すること

- (1) 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方で、市税などを滞納していない方
- (2) 人間ドックを受けた、または受ける年度において**市の特定健康診査を受けていない方**（脳ドックについてはこの限りではありません）
- (3) 受診結果（コピー）を市に提出することに同意している方

■手続きに必要なもの

- ① ドック費用の領収書
- ② 受診結果の原本書類
- ③ 助成金を受け取るための世帯主名義の口座内容が確認できるもの（世帯主以外の口座を希望する場合は、委任状が必要になります）
- ④ 特定健康診査の受診券（手元にある方のみ、裏面の質問票を記入し、持参してください）

後期高齢者医療の被保険者

■助成要件

次の全ての項目に該当すること

- (1) 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方で、後期高齢者医療保険料や市税などを滞納していない方
- (2) 人間ドックを受けた、または受ける年度において**市の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けていない方**（脳ドックについてはこの限りではありません）
- (3) 市の国民健康保険事業による人間ドックなどの助成を受けていない方
- (4) 受診結果（コピー）を市に提出することに同意している方

■手続きに必要なもの

- ① ドック費用の領収書
- ② 受診結果の原本書類
- ③ 助成金を受け取るための本人の口座番号が確認できるもの（本人以外の口座を希望する場合は、委任状が必要になります）

助成金額

- ① 領収書の金額が右表の種別ごとの基準額を超えた場合は、種別ごとの上限金額
- ② 領収書の金額が右表の種別ごとの基準額を超えない場合は、領収書の金額の2分の1とし、百円未満を切り捨てた額

種 別	基準額	助成割合	助成金額（上限）
①人間ドック（日帰り）	40,000 円	2 分の 1	20,000 円
②人間ドック（宿泊）	70,000 円		35,000 円
③脳ドック	44,000 円		22,000 円

問 市民課国保年金班（☎55-8164）